

情報通信審議会 情報通信政策部会（第25回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年5月24日（木）10時00分～10時54分
於、第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

村上 輝康（部会長）、後藤 滋樹（部会長代理）、大谷 和子、
大山 永昭、長村 泰彦、清水 英一、高橋 伸子、高畑 文雄、
滝 久雄、竹中 ナミ、土井 美和子、長田 三紀

（以上12名）

第3 出席関係職員

(1) 情報通信政策局

鈴木 康雄（情報通信政策局長）、勝野 龍平（審議官）、
阪本 泰男（総合政策課長）、吉田 真人（放送政策課長）、
長塩 義樹（放送政策課企画官）、武田 博之（衛星放送課長）、
大原 光博（国際放送推進室長）

(2) 総合通信基盤局

富永 昌彦（電波政策課長）、大橋 秀行（データ通信課長）

(3) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

報告事項

ア. 「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策」について

【平成18年8月1日付け 諮問第10号】

イ. 放送法等の一部を改正する法律案について

ウ. 「ICT改革促進プログラム」及び「ICT国際競争力懇談会」の最終とり
まとめについて

開 会

○村上部会長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会 情報通信政策部会の第25回会合を開催させていただきたいと思います。

本日は委員16名中11名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

ア. 「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策について

【平成18年8月1日付け諮問第10号】

○村上部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日、議題は報告事項3件でございます。

はじめに、平成18年8月1日付け 諮問第10号「外国人向けの映像による国際放送」の在り方とその推進方策」につきまして、映像国際放送の在り方に関する検討委員会の主査代理であります清水委員から、最終とりまとめについてご報告をお願いしたいと思います。清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員　検討委員会主査代理の清水です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、検討委員会の最終とりまとめにつきまして、委員会を代表してご報告します。

まず、お手元の資料についてですが、資料25-1、映像国際放送の在り方に関する検討委員会最終とりまとめ本文、もう一冊、最終とりまとめの概要版を用意しております。

まず、中間とりまとめにつきましては、去年の12月21日に当会にご報告して以来、日時も大分経過しておりますものですから、前回に立ち返りまして、その内容を簡単に復習したいと思います。

概要版の2ページをごらんください。一番上の左の欄の「映像国際放送強化の狙い・目的」ですが、日本の対外イメージの向上、親日感の醸成、これらをねらいつつ、日本のプレゼンスの向上、国際世論形成力の向上、これらを目指す。また、究極的には産業

観光振興等、幅広い国益の増進を期待するというものでありました。ここには記載されておられませんけれども、情報発信のあり方として、偏らないという普遍独立、等身大、多様かつバランスのとれた発信、さらにはまた多元的なアジア情報の発信なども重要な要素として指摘されたところであります。

次に、映像国際放送強化の具体的方向性として、対象地域、視聴者層、番組内容、使用言語、受信環境、これらの項目につきまして、それぞれ議論したわけですが、その趣旨につきましては、そこの下のおりに留意点が指摘されたところであります。

次に、「映像国際放送の事業主体及び財源の在り方」ですが、事業主体の枠組みとして、2つの案が示されまして、実施主体がNHKの既存のノウハウ、資産を十二分に活用できる、そういった観点から、第2案がより適切という見方が可能であるけれども、なおかつ慎重な検討が必要であるというふうにされました。見込まれる費用、収入として、放送局新設の場合には、230から270億円という運営費見積もりと国費投入の必要性がある。国費投入及び国の関与として、国費投入に伴う効果検証の仕組みづくり、編集権の所在の明確化、民間による出資及び支援として、出資及び出資以外の物的、財政的支援確保に向けた方策の検討、さらに広告収入としてグローバル広告への需要の懸念、その他の仕組みの導入の検討等の指摘がなされました。

このうち、財源を含むリソースの確保に関しましては、左下になりますが、国費投入及び民間支援については、従来の枠組みにとらわれない、真に実が上がる取り組みを行うべきであるということで、総務省のみならず、関係省庁が主体性を持って、かつ一体となって、予算要求に当たるということ。民間に広告出稿、資金提供等を促すための環境整備について検討することなどの点が強調されたほか、右下になりますが、命令放送制度の見直しにも議論が及んだところであります。

以上が中間とりまとめの概要であったわけですが、その後、昨年12月21日の当部会及び今年1月9日の審議会総会に対して、中間取りまとめ案を報告した際にもまた幾つかの重要な点が課題として確認されました。事務局であります総務省、さらには民放その他の実務関係者の協力も得ながらさらなる調査研究を進めてきましたが、その結果の主要部分につきましては概要版の1ページになりますけれども、中間とりまとめからの主な変更点ということで、7つに大きく分けて整理しております。

それでは、最終とりまとめの説明に入ります。まず資料25-1の本文をごらんください。これによってご説明してまいりたいと思います。

赤色と青色とで区別しておりますが、赤色が中間とりまとめから削除した部分、青色が追加した部分であります。

全体の構成ですが、目次をめくっていただきますと、7の「おわりに」という締めくくりの項目を追加しております。

また、別添資料を2つ用意してございます。1つは16ページ、事業者による実務的観点からの意見ということ。民放等の実務関係者からのヒアリングを行いました、そこにいろいろと、後でまた触れますけれども、書いてございます。もう一つは18ページ、新たな国際放送の運営経費の考え方ということで、中間とりまとめとは違う形での経費積算を行った結果とその考え方を新たに追加しております。

それでは、本文、1ページにまた戻りまして、ごらんとおり、5ページまでの部分につきましては、ほぼ中間とりまとめと同じであります。5ページ、4、映像国際放送強化の具体的方向性の前文に記述を追加しています。これは先ほども触れましたとおり、中間とりまとめや報告時に当部会等で示された番組内容は重要であるとか、番組編成のスタンスによって経費や広告出稿も変わってくるとか、あるいはインターネットの積極的活用が重要であるなどの意見が出されましたので、それを踏まえて、この旨を強調する記述を追加したものであります。

また、前述しましたとおり、総務省が行った民放等からの実務関係者のヒアリング、この結果を16ページにおさめてあると申しましたが、もう一度、ご面倒でも16ページに戻っていただいて、その内容につきまして簡単にご紹介します。

この16ページの黄色の枠の部分ですが、まず番組編成の在り方につきまして、総論として、ニュース・情報番組を核とした総合編成としながらも、コンセプトを明確に打ち出した編成とすべきであるという方向性。各論としまして、外国人に見てもらえる番組だけではなく、見せたい番組の枠を確保していくことが必要といった意見が示されたということ。

次のページの17ページになりますけれども、インターネットの活用について、やはりインターネットは有効であって、技術的にも相当程度のことが可能だが、現段階では、著作権処理上の制約が大きいということで、例えばオピニオンリーダーに向けてはニュースはネット、次世代向けにはエンタメは放送でといった放送とネットの使い分け、その役割分担を提言しております。

次に、また本文に戻りまして、6ページですけれども、(4)の使用言語です。これ

はインターネットを活用した多言語放送の重要性が当部会でも強く出されましたこともあり、費用対効果を踏まえて具体的な検討を行うべきであるという、より強い表現に変更しました。

次に、7ページの(7)放送開始時期につきましては、放送開始時期の前倒しということで、中間とりまとめにおける平成21年当初からの放送開始を平成20年度後半中の放送開始に変更しました。

概要版の参考資料10ページ、ちょっと見ていただきたいと思いますが、諸外国における映像による情報発信強化の動きについて、ここに整理しております。これらの諸外国の動きも踏まえて、一層のスピードアップが必要であるという結論であります。

それでは、本文の同じページですが、5、映像国際放送の事業主体及び財源の在り方の(1)見込まれる費用、収入ですけれども、実質8ページに移りまして、新たな経費試算ということで、中間とりまとめにおける運営経費、230億円から270億円については、その下のほうに書いてありますけれども、ちょっと見にくいかもしれません。下のほうの丸ですが、135億円程度が必要という試算結果が得られました。これは事業主体の第2案、すなわちNHK国際放送の業務委託による新放送実施という案の採用を前提に、BBCなどと同じレベルの番組編成を実現するという想定に基づいた数字であります。

この135億円、これ自体をベンチマークとすることが妥当かどうかにつきましては、相当議論がありましたが、番組編成方針、具体的番組編成内容等に依じて、一定の増減幅が存在するという基本認識のもとに、さらに精緻な積算が必要という留意点を明記することで意見の一致を見たところであります。試算に当たっての考え方は、先ほども触れましたとおり、別添2の18ページにやや詳しく記述しております。これを端的に申し上げますと、中間とりまとめの試算と異なって、ニュース取材体制は構築しない。したがって、その維持管理費用を盛り込まない。事業主体の枠組み、第1案、第2案、それぞれについて、外部資金100億円を投入すると想定する。第2案では、NHK受信料の投入。ニュース素材のNHK本体との共用により、BBCなどとほぼ同じレベルの番組編成とある程度の受信環境整備が可能というものであります。

また、本文に戻りまして、9ページ、(2)の国費投入及び国の関与と(3)民間による出資及び支援に移ります。国費投入に伴う効果検証方法の具体化、民間による支援方法の具体化ということで、まず、効果検証方法につきましては、政策評価法に基づく

政策評価制度、それとより短期的な評価のための業績指標測定方法の検討というものを
入れております。これは現行の政策評価制度が5年間を1つのサイクルとしておりまし
て、これでは期間が長過ぎるということから、もっと短期に効果検証ができる業績手法
を検討すべきという趣旨であります。民間による支援方法の記述につきましては、実務
関係者からのヒアリングの中で、民間支援、出資の重要なポイントは、単に税制上の問
題だけではなくて、ステークホルダーへの説明責任確保の仕組みであるという指摘があ
りましたので、そうした指摘を踏まえた記述であります。

次に、同じページの(4) 広告収入です。これは広告収入の可能性の明示ということ
で、事業ヒアリングを行った結果を踏まえて、中間とりまとめにもさらに踏み込んで、
いわゆるブランドイメージ広告が伸長する可能性もありという記述を追加しております。

次に、11ページに移ります。(5)の事業主体の枠組みの部分ですが、これは事業
主体の枠組みの特定ということで中間とりまとめにおける2つの案、これまでも申しま
したとおり、すなわち第1案はNHK国際放送とは別スキームとする。第2案はNHK
国際放送の業務委託、これらは両案併記的記述であったわけですが、総務省にお
ける法制面の検討結果も取り入れる形で、第2案を基本とすることが適当という記述に
変更して、その理由を記述しております。

さらにもう一点、補足しますと、一番下の丸ですけれども、すなわち「外国人にとっ
て真に魅力ある、新しい視点から映像情報発信の実現」云々以下の表現につきまして、
委員会では、事業主体のNHKからの自立を将来図っていくべきであるという意見も一
方であったわけですが、その一方で、自立を明示するのは慎重にすべきであるとの意見
もありまして、結局、自立については明示せず、NHKに対して不断な最良のガバナン
ス等を追求していくべきという方向に落ち着きまして、その旨記述したということであ
ります。

同じページの6、今後における取組の本格化に向けての(1)、財源及び物的・人的
資源の確保につきましては、12ページに移りますけれども、関係省庁一体となった予
算確保ということで、アジア・ゲートウェイ構想など省庁横断的な取り組みとの連携を
具体策として明示しております。

最後に、同じ12ページ、7、おわりにという項目でありますけれども、これは一言
で申し上げますと、最終とりまとめの締めくくりとして、官民一体、国を挙げた取り組
みへの期待を強調した記述ということであります。

大変急ぎましたが、以上が最終とりまとめの内容であります。新たな国際放送の実現に向けましては、予算確保を初めとして、いまだ具体的な検討を要する課題が多く積み残されているというのが検討を終えましての率直な感想であります。その意味では、検討の矢面に立つこととなります総務省、そして、放送主体となるNHKに課せられた責任は大変重大であると言えると思います。また、検討委員会の委員を含め、関係者が今後の検討をこれで終わりにしないように、引き続き、公式、非公式に支援、応援を続けていくことが極めて大切ではないかと思えます。

最後ですけれども、そうした認識を本日ご列席の部会委員におかれましてもぜひ共有していただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと考える次第であります。

私からは以上でございます。

○村上部会長　　どうもありがとうございました。これまでの議論の流れと議論の流れの時々ポイントにつきまして非常にわかりやすいご説明をいただきました。どうもありがとうございました。

それでは、皆様からご意見、ご質問がございましたら、いただきたいと思えます。

○土井委員　　今回いろいろなところを見直していただいて、わかりやすくなってきたと思えますが、そういう意味では受信環境のところインターネットの活用を積極的にするというふうに書き込んでいただけたのはすごくいいなと思っております。

それに関して、1点ございます。資料25-1の5ページのところで、考えるということですが、別添1も踏まえながらということですが、別添1のところで、著作権処理が難しいというお話が書かれております。著作権処理、従来のものに関して難しいことは重々承知しておりますが、新規につくるものに関してはぜひ国費を投じる以上、著作権処理の枠組みをつくっていただくということもぜひ考えていただければと思っております。

すみません。細かいことですが、あと2点。6ページのところに使用言語のことを書いていただいておりますけれども、そういう意味では、英語、フランス語といったような欧米に向けた以外に、アジアに向けて中国語とか、いろいろな言語をサポートしていかなければいけないという面があるかと思えます。民間でも、他言語に対しての翻訳の技術とか、総務省ですと、情報通信研究機構とかでもやっておりますので、今すぐは使えないと思えますが、始める以上、そういうコストを軽減していくための技術開発もぜひあわせてやっていただきたいと思えます。

もう一点、大変細かいことで申しわけないのですけれども、11ページ、「一方」というのが真ん中にありますけど、その上の「併せてNHKと」というところ、このNHKだけ全角なので、すみません、直していただければ。

○村上部会長 貴重なご意見、ありがとうございました。

○大山委員 今回の意見にもつながるのですが、税金を入れるということを考えると、そのための、本来のここで行っている目的から見て、必要性というのがある程度認められると思うのですが、投入するからにはもっと先のことも考えていくべきだろうと。一般的なビジネスの姿と同じようなことを考える必要があるのではないかな。

その意味で1つ申し上げたいのですが、字幕をつけるという話の中で、日本語でしゃべっているものに字幕をつけるのは当然のことながら、英語にもつけるのか、いろいろなことが起こると思うのですが、わりと教育的に見ていておもしろいのは、日本語でしゃべっている番組を英語で訳したのを見ると、こう表現するののかというのが結構あります。英語を字で見るというのは、もちろんこれも大事ですけど、その意味で、著作権処理の問題にも絡みますが、教材にもなり得るような出せる姿というのはぜひこういう新しい取り組みのときをもって突破する。そこをぜひ努力する必要があるのではないかなという気がします。同じ枠に入ったらまたできないので、あまりおもしろみがないという気がします。その辺ぜひご配慮いただきたいと思います。

○村上部会長 ありがとうございます。

○高橋委員 私も関連してなんですけれども、1つ表記で気になりましたのが、12ページのところで、①で「コンテンツ」とあった部分を「番組作り」というふうにお変えになっているのですけれども、ここの理由というのを教えていただきたいと思います。今までの委員の方々のご意見と同様、私も国費を導入する以上、効率的な経営というのが大切ですし、将来に向けたきちんとしたビジネスモデル、ビジネスプランを持ってやるべきだというふうに思っております。そうしたときに番組という、それにとどまってしまうそうです。コンテンツの流通、促進、活用と、これが国の大きな政策課題にもなっているわけですから、ここはコンテンツとするのが望ましいと思いますし、行末のところ「効果的な放送を行うために」というふうにありますけれども、「コンテンツづくりとその活用のために」と、そのぐらい踏み込んでいただいたほうが、国費を投入することへの納得感があるように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○村上部会長 私もコンテンツという言葉を使いがちなのですが、これはどちらかとい

いますと、産業人類学的な違いがあるようで、放送の世界では、私がコンテンツと言っているのと同じ意味合いで、番組という言葉が使われるのですね。番組という言葉を使うことで、コンテンツ展開を排除するというようなことでもなさそうです。放送の世界の方にとってみると、従来の議論の流れの中で、コンテンツという言葉を使うことに対して、非常に強い抵抗がある、ということがございました。そういう議論を踏まえて、とりまとめでは番組づくりというふうにさせていただきました。清水委員、どうですか。

○清水委員 いや、全くそのとおりですね。

○高橋委員 すみません。反論になってしまうのですが、どちらに向けて報告しているかということで言えば、国民に向けて報告していくわけです。国が政策としてコンテンツ立国なり、いろいろなことを言っているわけなので、コンテンツとするほうが国民的な理解は得られやすいと思います。放送業界の方々が、内向きに今までやってきた歴史の中で、これから広く資金調達を募っていくのであれば、国民や投資家の方のことも意識していただいて、こういう報告書をつくるのが基本的な考え方だと思うのですが、いかがでしょうか。

○村上部会長 国際放送の議論の中でも、コンテンツづくりと効果的な放送を行うためというふうにしたほうがよろしいというご意見でしょうか。

○高橋委員 はい。もう一点、長くて恐縮ですが、つけ加えさせていただきますと、今回、資金というところに非常にスポットが当たっているわけですが、財務諸表の透明性というのも今後問題になってくると思います。不祥事もあったことですので、財務報告の信頼性が確保されない限りは外部資金の投入が私は非常に難しいと思います。広告にしても同様ですし、制作した以上、制作者の方とか、実演者の方とかに権利の部分も含めてきちんと分配するような仕組みをつくるという意味で、従来の番組ではなくて活用できるようなコンテンツをつくっていくのだと、こういう姿勢をあらわしていただくことが大事だと思っているのですけれど、いかがでしょうか。

○大山委員 私も賛成ですね。

○村上部会長 コンテンツという言葉に変更した方がよろしいということですね。

○長田委員 私も賛成します。

○土井委員 デジタル放送のコンテンツに関しては別の委員会でも議論されていますが、そのときに放送の業界の方からは2次利用ということを随分強く言っていると思います。そういう意味では番組というよりはコンテンツとして2次利用されるとい

うことを意識されていると思いますので、コンテンツという言葉がいいのではないかと思います。

○竹中委員　私もコンテンツのほうに賛同します。長期にわたっての戦略ですので、そのほうがいいのではないかと思います。

○村上部会長　ありがとうございました。それでは、現在のご議論を反映する形で、コンテンツという表現に変えさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○高橋委員　すみません。行末のところ「放送」ではなく、「活用」としていただきたいという要望も出させていただきたいのですが、その点はいかがでしょう。

○村上部会長　「効果的な活用を行うために」ということですね。これもあわせて皆様よろしゅうございますか。——それでは、そういう表現にさせていただきます、この形で最終とりまとめとして次回の情報通信審議会総会に報告したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○村上部会長　ありがとうございます。それでは、そのように取り運ぶようにさせていただきますと思います。

イ．放送法等の一部を改正する法律案について

○村上部会長　次に、報告事項、放送法等の一部を改正する法律案についてに移りたいと思います。総務省から説明をお願いします。

○吉田放送政策課長　それでは、お手元の資料25-2、放送法等の一部を改正する法律案についてという、表紙の後ろに7枚ついている資料がございますけれども、これに基づきましてご報告させていただきます。

なお、委員のお手元には、放送法等の条文等を取りまとめた、すこし大部の白表紙と称しておりますけれども、これも配付させていただいておりますけれども、本日は時間の関係もございますので、この資料25-2に基づきましてご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、今回の放送法等の一部を改正する法律案の趣旨でございますけれども、通信・放送分野の改革を推進するためにNHKに係る事項を中心といたしまして、放送制度を改正するとともに、放送法だけではなくして、電波利用をよ

り迅速かつ柔軟に行うための手続を創設する等の電波法の改正、さらに電気通信事業法等の改正をあわせて行うものでございます。

主な改正項目につきましては、そこに目次的に一覧を記させていただいておりますけれども、放送法から順次ご説明をさせていただきます。1ページおめくりいただきまして、2ページでございますけれども、まず、大きく放送法の改正、分けますと、NHKに関するものとそれ以外に分かれております。

NHKに関するものでございますけれども、第一はガバナンスの強化でございます。NHK、ガバナンスの関係をいろいろ指摘されておりますけれども、今回、NHKのガバナンスを強化するために、まず経営委員会につきまして、監督権限の明確化。現在、すべて非常勤の委員で構成されておりますけれども、一部委員の常勤化。議決事項の見直し等を行うとともに、経営委員から構成される監査委員会を設置し、コンプライアンス関係等を強化するとともに、外部監査の導入等もあわせ措置するというものでございます。

第2に、番組アーカイブのブロードバンドによる提供でございます。現在、NHK、膨大な過去の番組等の蓄積を持っているわけでございますけれども、現在、一部アーカイブセンター等において見ることは可能でございますけれども、これをブロードバンド等を通じて有料で提供することを、NHKの業務として追加するというものでございます。有料サービスということをご想定しておりますので、利用者保護のためにその業務の実施基準等について、認可を要することとあわせて措置したいと考えております。

(3) が新たな国際放送の制度化でございます。ただいまご議論いただきました報告とも密接に関係するものでございますけれども、我が国の対外情報発信力を強化するという観点から、NHKの国際放送の業務を外国人向けと在外邦人向けに分離いたしまして、それぞれに適合した番組準則を適用していく。また、外国人向けの映像国際放送について、番組制作等を新法人に委託する制度を設けるというものでございます。これは法律が通りました実施していく過程におきましては、先ほどご議論いただきました報告書が活かされていく形になろうかと考えております。

(4) の命令放送制度の見直しでございます。国際放送の命令放送制度につきましては、昨年、いわゆる拉致被害者の問題等について、具体的項目を盛り込んだ過程で、若干、世の中的な議論になりましたけれども、そのような議論を踏まえまして、今回「命ずる」との文言を「要請する」という形に改め、NHKはこれに応じるよう努めるもの

とするという形で、命令放送から要請放送といったような形に変更するというものでございます。NHKに関係するものは以上でございます。

1 ページおめくりいただきまして、3 ページでございますけれども、民放関係等ということで、まず1 番目が認定放送持株会社制度を導入するというものでございます。これは経営の効率化や資金調達の容易化等のメリットを有する持株会社によるグループ経営というものを、経営の選択肢とするために、複数の地上放送事業者の子会社化を可能とするマスメディア集中排除原則の適用を緩和することや、外資規制の直接適用等を内容とする認定放送持株会社制度を新たに導入するというものでございます。

(2) が有料放送管理業務の制度化。いわゆるプラットフォーム業務と言っておりますけれども、相当数の有料放送契約を代理等する有料放送管理業務の影響が増大しているという認識に立ちまして、受信者の保護を図る観点から当該プラットフォーム業務、法律上は有料放送管理業務と言っておりますけれども、これを行うものは業務開始の事前届出や業務運営の適正確保のための措置を講ずることを規定するものでございます。

(3) がワンセグ放送の独立利用の実現。ワンセグ放送、携帯端末等で既に実施されておりますけれども、現在は、本放送のサイマル放送という形で、本放送と同じ内容が提供されているという状況にございますけれども、これをワンセグだけの独立利用、一般のテレビで受信する番組とは異なる番組放送ができるような形に所要の規定の整備をするものでございます。

(4)、(5) は若干細かい規定整備でございまして、(4) は委託放送事業の譲渡に伴う地位の承継規定の整備ということで、これは委託放送事業を譲受した者は、総務大臣の認可によりまして、事業者の地位を承継できるようにするという制度。(5) が有料放送の料金に関する規制緩和ということで、地上放送による有料放送の料金設定等に関する総務大臣の認可制を、他の有料放送、BS やCS と同様に届出制にするというものでございます。

最後が再発防止計画の提出の求めに係る制度の導入ということで、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送により、国民生活に悪影響を及ぼすおそれ等がある場合、総務大臣は、放送事業者に対し再発防止計画の提出を求めることができる制度を導入するというもので、これはいわゆる「あるある大事典Ⅱ」の問題に端を発しました番組問題等、こういうものの再発というものについて防止をしていくために所要の措置を今回導入するものでございます。

なお、これにつきましてはさまざまな議論がなされておりますけれども、一昨日、この法案につきまして衆議院の本会議で趣旨説明が行われまして、その際に総務大臣のほうから、本件につきましては、「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」を行ったことを自ら認めた場合のみを適用の対象とすることとする。

さらに、現在NHK及び民間放送事業者が自主的にBPO、放送倫理・番組向上機構という機関がございますけれども、これの機能強化による番組問題の再発防止への取組を開始したことにかんがみ、BPOによる取組が機能していると認められる間は、「再発防止計画の提出の求め」に係る規定を適用しないこととするということで、法律の運用について自律抑制的に運用していく。放送事業者の自主的、自律的な取組というものを尊重していく。そういう方針を国会の本会議の場でご説明させていただいていることでございます。

放送法の関係では以上でございます。

○富永電波政策課長　　続きまして、5ページ目をごらんください。電波法・電気通信事業法の一部改正でございます。

まず1点目といたしまして、電波利用をより迅速かつ柔軟に行うための手続の創設でございますが、4点ございます。

1点目は、実験無線局制度の拡大でございます。電波を利用する新サービス等の円滑な実現のためには、技術的な可能性とか事業動向の現地における検証が重要でございます。現在、科学または技術の発達のための実験の制度ということで実験無線局制度がございますけれども、これを拡大いたしまして、実現段階にある技術にかかる試験とか、新サービスのニーズ調査をできるようにするというので、無線局の開設を可能とするということでございます。

2点目が無線局の開設等に係る斡旋・仲裁制度の導入でございます。周波数はますます・迫しているわけでございますけれども、新たなシステムを導入しようとするときに、電波の混信を防止するためということで、既存の無線局等との間で調整が必要となる場合がございます。最近では、それが非常に長期化する事例が発生しております。そこで、既設の電気通信事業紛争処理委員会を活用することといたしまして、無線局に係る斡旋・仲裁制度の制度を創設いたしまして、長期化している無線局新規開設者等と既存免許人等との混信防止のための調整を促進するというのでございます。

3点目が無線局の運用者の変更制度の導入でございます。現行の制度におきましては、無線局は免許人とか、登録人のみはその無線局を運用することを義務づけております。しかしながら、技術の発達に伴いまして、混信の防止が比較的容易な一定の無線局につきましては、免許人以外の者が設備の貸与を受けて運用ができる場合を認めてもよいのではないかというご議論がございます。そこで、無線局の免許人・登録人以外の者による無線局の運用のための制度を創設いたしまして、非常時の通信のための無線設備の応援部隊等に対する貸し出しとか、高出力のトランシーバーのイベント会場、建設現場等における貸し出し等を可能としたいというものでございます。

4点目が電波監理審議会への諮問対象の見直しでございます。現行制度では、電波法所定の省令、告示等の制定、改廃につきましては、例外なく電波監理審議会への諮問、意見の聴取が義務づけられております。そこで省令の改廃に係る電波監理審議会への諮問の対象から、電波監理審議会ご自身が軽微事項と認める場合を除くことにいたしまして、形式的な事案等の迅速処理を図ろうとするものでございます。

以上が1点目でございます。

○大橋データ通信課長　　続きまして、電気通信事業法の一部改正の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料は、7ページ目をごらんいただけますでしょうか。

電気通信事業者に対する業務改善命令の要件の見直しということで、現行の要件と改正後の要件を書いております。もともとこの改正は、昨年夏、顕在化しました近未来通信事件というものの発生に伴って、今回手当てをさせていただくべく、改正案を作成いたしております。夏に発生いたしました近未来通信事件といいますのは、詐欺的な事業ということではないかという指摘があり、私どもとしましては、電気通信事業法に基づいて、10月以降、事業者に対する報告徴収、立入検査、さらにはその結果の速やかな公表という対策を講じてきました。ただ、近未来通信自体は、いわゆる届出事業者でありますので、事前規制がございません。したがって、事後に問題が発生した場合に業務改善命令というもので対処していくことになるわけですけれども、現在の要件をこの業務改善命令について見ますときに、左側の赤字で書いてあります利用者の利益を阻害しているときに業務改善命令が発動できるということでもありますから、利用者の利益が阻害されていなければ、発動が難しいという状況があります。本件に関しましては、詐欺的な行為があったにせよ、通信サービスそのものは円滑に提供されておりましたので、

この要件にかからないということがあり、このため行動が遅れたのではないかという指摘を受けてまいりました。

一方、財務の内容等について、事業者の規律を強化すべきであるというご意見もいただいていたわけですが、私どもとしましては、できるだけ事業者に対して、とりわけ健全な事業者の行動ということを規律していくということをあらかじめ行うよりは、何がしか問題が発生する、その事態に対して迅速、適切に対処していく方向が望ましいという判断から、その種の事前規制ではなくて、事後の規律、規制のありようを見直す一環として、業務改善命令の要件の変更ということをも案として盛り込ませていただいた次第でございます。

具体的に言いますと、利用者の利益を阻害しているときということを改めまして、電気通信の健全な発達の観点を追加し、おそれがある場合に発動し得るような形にしてございます。

ちなみに、實際上、業務改善命令の発動に当たりましては、電気通信事業紛争処理委員会の諮問とか、あるいは委員を主宰者とする聴聞という手続が設けられておりますので、当然ながら、執行に当たっての厳正な手続ということは現行の業務改善命令の発動そのままのスキームを活用することにいたしたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

○高橋委員　すみません。質問ですけれども、4ページのガバナンスの措置事項のところですが、監事の制度にかわって監査委員会が設けられるということです。この構造を民間にならってみますと、経営委員会が取締役会で、監査委員会が監査役会のような役割を果たしていくというふうに理解したんですけれども、監査委員会の委員の任免を経営委員会がやるというところにやや違和感を感じるのですけれども、監督する経営委員会に対しても監査していくわけなので、このあたりというのはどうしてこのようになっているのか、この辺の経緯を教えてくださいと思います。

○村上部会長　事務局、お願いします。

○長塩放送政策課企画官　監査委員会は、経営委員会の委員から構成されるということ

ですが、どの方が監査委員として適格か、あるいはそれぞれの専門分野等がおりでしょうから、そのうちのどの委員に監査委員になっていただくかというのは経営委員会自身に決めていただくのが一番効率的な監査委員会が組織できるだろう、こういう考え方から、このような形式になっております。

○鈴木情報通信政策局長　NHKですから、民間企業と違いますので、全く民間企業と同じ発想ではないのですが、委員会等設置会社を想定しておりまして、指名委員会、監査委員会、報酬委員会というのが通常ございますが、事実上、指名委員会、報酬委員会は中につくってありますが、それを法定する必要はないだろうということで、監査委員会のみ経営委員会の中に、法律として求めると。その他のものは事実上つくってもらう。民間で行っております会社法の考え方がここにあるものでございまして、経営委員会の中に監査委員会がある。だから、監査委員会が独立して動くことがありますので、表の中では外から出ているように書いてありますが、経営委員会の中に設置されているというものでございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

○高橋委員　すみません。もう一点だけお伺いしたいのですけれども、民間会社の場合、内部統制をきかせていくためにいろいろなことをやっていくわけです。内部統制の監査報告書も出すようになってきていると思うのですが、NHKの場合はそこまでやるのかどうかということを教えていただきたい。

○長塩放送政策課企画官　監査業務の具体的な内容は、法律を受けて、省令で細かいことを規定することになっております。その中で、どういう内部統制システムをとるかというのは、法律の中では、今回経営委員会の決定事項になっております。その決定事項に沿って、具体的に経営委員会がきちんとした内部統制を構築する旨の決定をしたかどうか。これは当然監査委員会がチェックするという形になっておりますが、具体的にどのようなふうな書類を作成させ、提出させるか、こういったことは今後検討されていくということになっておりまして、法律レベルでは決まっております。ただ、そういうシステムを導入するということは法律上きちんと措置されております。

○高橋委員　透明性がしっかり確保できるようにお願いしたいと思います。

○村上部会長　ありがとうございます。よろしゅうございますか。どうも貴重なご意見、ありがとうございました。

ウ.「ICT改革促進プログラム」及び「ICT国際競争力懇談会」の最終とりまとめについて

○村上部会長　それでは、最後に「ICT改革促進プログラム」及び「ICT国際競争力懇談会」の最終とりまとめにつきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○阪本総合政策課長　まず、ICT国際競争力懇談会の最終とりまとめという横紙のペーパーでご説明をさせていただきます。

国際競争力懇談会は昨年10月から開催させていただいておまして、本年1月に中間とりまとめ、4月に最終とりまとめを行っていただいております。

1ページ目をごらんいただければと思いますけれども、基本認識ということで、ICT産業が我が国の実質GDPに及ぼす影響というのは約4割であり、経済成長の原動力になっています。

2点目でございますけれども、生産性向上の観点からも、特に情報通信産業とか、電気機械については、生産性向上についてプラスの効果が出ておりますけれども、今いろいろ議論になっておりますサービス産業とか、中小企業等においては、あまりその効果が出てきていないということから、ICT産業とそれを利用する産業の好循環構造をつくっていく必要があるのではないかという問題意識でございます。

3点目はソフトパワーの強化ということで、日米欧の情報の流れを見ますと、貿易につきましてはほぼ3極1対1対1という流れになっているのですが、情報につきましては、図をごらんいただければと思いますけれども、かなり偏っておりますので、アジア発の情報発信力をさらに強化していく必要があるという問題意識でございます。

2ページ目でございますけれども、さらに現状認識にかかわる点ということで少しご説明をさせていただきますが、次世代携帯電話につきましては、我が国の技術力というのは非常に高い。6割の方が評価をされているわけですが、それにもかかわらず、世界のシェアは15%というようなことでございまして、高い技術が必ずしも世界市場におけるシェアに反映されていないという問題意識がございました。

次の3ページ目になりますが、今後の動向を見ますと、BRICs諸国の成長が非常に著しいということでございますので、アジア諸国、BRICs諸国と共に成長するようなシナリオを描く必要があるのではないかという問題意識がございました。

4ページ目になりますけれども、日本メーカーと海外メーカーを比較いたしますと、

例えば携帯電話につきましては、我が国の主要メーカーの売上高を合計しても、海外のメーカー1社の売上高に及ばないというような状況、パソコン、あるいはソリューションについても同様な状況があるということで、皆さん、危機意識を持っていらっしゃるということでございます。

5ページ目に営業利益率の比較をしておりますけれども、赤が我が国で、青が海外企業ですけれども、90年代以降、営業利益率にかなりの乖離が見られるという現状でございます。

6ページ目は時価総額を比較しております、同じく赤が日本企業、青が海外企業ですけれども、特に2000年以降、かなりの乖離が見られているというような状況にあります。

そういった問題意識を踏まえましてご議論いただいたわけでございますけれども、技術があってもなかなか「実」がとれていない状況について問題ではないかというようなご指摘があり、その原因としては、日本企業が国内市場を偏重している行動にあるのではないかと。少し刺激的な表現になっておりますけれども、「ガラパゴス諸島化」しているのではないかとというようなご指摘もございました。

日本の強み、弱みも分析いたしまして、これらをうまく分析した上で、伸ばすところを伸ばしていく必要があるのではないかとということでございます。

さらに、携帯電話の市場を分析しておりますけれども、中国、インド等がこれから拡大しますので、成長するグローバル市場に対応した競争力強化というのが求められているという認識でございました。

次の8ページ目になりますけれども、基本戦略といたしましては、今年度と来年度をICTの国際競争力強化年間と位置づけて、2011年までに国際競争力を強化すべきである。具体的な数値目標といたしまして、情報通信のGDPを2011年度を目途に倍増してはどうかということでございます。基本サイクルは、まず危機意識を共有し、それぞれの戦略について産官学でコミットして、具体的なプログラムを実行し、さらには、各国別、あるいは各地域別の戦略を実施し、その後は民間企業の活動になると思っておりますけれども、そういったフィードバックをこれから展開していく必要があるということでございました。

特に最終報告で強調された点ですけれども、産学官の連携をより一層強化すべきではないかという意見が非常に強くございました。

また、今まで研究開発とか、標準化とか、知的財産、あるいは人材育成、それぞれについて取り組みはしていたわけですが、国際競争力を強化するという形でのパッケージでの政策展開が求められているという点が第2点目の強調点でございます。

第3点目といたしましては、先ほどのグローバル市場の展開でもございましたけれども、世界との国際共生力という新しい概念をここで提示していただいています。世界とともに連携し、あるいは協調しながら発展していくという方向性を目指すべきだということでもございました。

具体的には、次の9ページになりますけれども、基本プログラムと個別プログラムに分けておまして、基本プログラムでは、司令塔としてのICT国際競争力会議の設置とか、あるいは世界初のICTサービスを実現するためのユビキタス特区とか、あるいは技術外交といったような包括的な展開が必要ではないかというようなご指摘をいただいております。

それから、個別プログラムについては、7つのプログラムに加え、税制・財政支援措置の検討ということでございます。研究開発、標準化等々、これらを総合的に実施する必要があるのでございます。

10ページ目になりますけれども、この中で競争力の根源は突き詰めると人材育成ではないかというようなご指摘がございました。これは韓国の例でございますけれども、韓国の情報通信部がかなり全面的に出るような形でICUという大学を設立したというような経緯もありますので、このあたりも参考にしながら、これから検討していく必要があるのではないかと思います。

11ページはインドの人材育成の状況ですけれども、ICTにつきましましては、学士、修士合わせて年間30万人というような卒業生を輩出しておまして、日本の場合、推計でございますけれども、2万人程度というようなことも言われておりますので、こういった状況をどう考えていくのかというような点も非常に大きなポイントかと思えます。

12ページ目になりますけれども、重点分野における取り組みということで、3分野を重点分野としております。NGNの関係では、アジアを対象として国際的なパイロットプロジェクトを展開してはどうか。ワイヤレスにつきましましては、端末プラットフォームの共通化を図ってはどうか。デジタル放送につきましましては、ブラジルで採用されておりますけれども、さらにその普及にワンセグ放送等も含めて努めるべきではないかとい

うような具体的な提言をいただいております。

13ページは、先ほどの生産性向上の関係で、特に今後留意すべき点ということで、リアルな社会とネットワークの社会の1対1対応を明確につけるということが非常に重要でございますので、その手段として、総合的なコード体系とか、共通基盤の構築、電子タグなども業種・業界横断的な取り組みができるような利用環境を整備する。また、中小企業、サービス産業等のサポートが可能なASPとか、SaaSとかそういったものを普及する必要があるのではないかというようにとりまとめになってございます。

最後14ページでございますけれども、これは米国との比較でGDP比とICT投資、かなり相関関係が高いということでございますので、我が国としてもICT投資の活性化を図っていく必要があるのではないかということでございます。

生産性向上の関係でもTFPの寄与部分が、かなり米国と差がございまして、ICTを活用した生産性の向上に努めていかなければならないというようなことだろうと思っております。

以上が最終とりまとめについてのご説明でございます。

それから、もう一つの資料25-3-1、ICT改革促進プログラムですけれども、これにつきましては、ICT分野の構造改革を加速化して利便性を向上させる、それから、ICT産業の国際競争力を強化するという観点から、我が国経済を新しい成長のトレンドに乗せたいということで、総合的な施策のパッケージを4月20日に発表させていただいております。

具体的には3つの柱からなっております、1つは国際競争力の強化の関係。これは先ほどご説明させていただきましたユビキタス特区とか、映像国際放送、生産性の向上の関係などの施策を盛り込ませていただいております。

2点目は、次のページになりますけれども、通信・放送分野の改革の推進ということで、NHK改革につきましては、可能な限り早期に自らの経営改革プランの作成を求めるとのこと。それから、通信分野については、新競争促進プログラム2010を着実に実施する。あるいはモバイルビジネスの活性化などです。通信・放送の総合的な法体系につきましては、抜本的な見直しの方向性を早期に出す。コンテンツ流通の促進に関しましては、新たな法律を検討するといったことを発表させていただいております。

第3点目といたしましては、組織的な強化ということで国際戦略体制の抜本的な強化ということを盛り込ませていただいております。最後のページはユビキタス特区の具体

的なイメージでございます。

最後の資料、資料25-3-3のICT国際競争力強化プログラムは、先ほどの懇談会の最終とりまとめを踏まえまして、総務省として検討した結果を5月22日に発表させていただいております。基本的には懇談会の報告を踏まえたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○村上部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ございましたら、いただきたいと思えます。——よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様から何かございますか。事務局からございますか。よろしいですか。

閉 会

○村上部会長 それでは、以上で本日の会議を終了させていただきたいと思えます。次回の政策部会は、6月26日火曜日の午後3時から、この場所、8階の第一特別会議室にて開催する予定ですので、皆様方、よろしくお願い申し上げます。

以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール t-council@ml.soumu.go.jp